部長及び参事官
殿
所　　属　　長

警務発第３０８号
（生企、刑企 交企、備ー）
平成28年３月18日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察技能指導官運用要綱の制定について（通達甲）

高知県警察技能指導官の運用に関し「高知県警察技能指導官に関する要綱の制定について（例規）」（平成７年３月14日高教発第93号ほか）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察技能指導官運用要綱」を定め、平成28年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察技能指導官運用要綱

第１　趣旨

この要綱は、実務経験が豊富な職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、職員の専門的技能等の向上に資するため、専門的技能等を有する職員の高知県警察技能指導官（以下「技能指導官」という。）の指定及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　技能指導官の設置

技能指導官を置く所属は、専門的技能等の種別に応じ、本部長が定める。

第３　技能指導官の任務

技能指導官は、次に掲げる方法により専門的技能等に関し、職員に対する教養を行うことを任務とする。

１　技能指導官又は専門的技能等の指導を受けるものが専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養

２　学校教養等の集合教養

３　１及び２のほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法により行う教養

第４　技能指導官審査委員会の設置

１　県本部に技能指導官審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は警務部長を、委員は各部長及び本部長の指名する者をもって充てる。

３　委員会は、原則として毎年７月に開催する。

第５　技能指導官の推薦

１　県本部の専門的技能等に係る業務を担当する所属の長（以下「業務担当課長」という。）は、当該部の庶務を担当する課長（以下「庶務担当課長」という。）に対し、原則として45歳以上であり、かつ、専門的技能等に係る実務経験が15年以上ある者であって、技能指導官に任命することがふさわしいと認められるものを別記第１号様式の技能指導官推薦書（以下「推薦書」という。）により通知するものとする。

２　庶務担当課長は、業務担当課長の通知に係る者について専門的技能等の内容を審査して技能指導官審査対象候補者を選考し、担当部長に報告するものとする。

３　担当部長は、庶務担当課長の報告に係る技能指導官審査対象候補者の中から技能指導官審査対象者を選考し、別記第２号様式の技能指導官審査対象者

名簿を作成して委員会に提出するものとする。

第６　委員会の審査

１　委員会は、技能指導官審査対象者名簿の登載者に関する専門的技能等の内容を審査し、技能指導官候補者を本部長に報告するものとする。

２　専門的技能等の種別により１の審査を行うことが適当でない場合は、本部長が定める審査に代えることができる。

第７　指定及び解除等

１　本部長は、技能指導官候補者が技能指導官として適当であると認めるときは、技能指導官に指定するとともに、別記第３号様式の技能指導官指定（解除）書（以下「指定（解除）書」という。）を交付するものとする。

２　本部長は、技能指導官が昇任その他の理由により、以後の技能指導官の活動に支障が生じると判断したときは、当該技能指導官の指定を解除するとともに、指定（解除）書を交付するものとする。

３　本部長は、技能指導官の指定及び解除をしたときは、別記第４号様式の技能指導官名簿により各所属長に通知するものとする。

第８　技能指導官の派遣等

１　派遣

(1)　所属長は、技能指導官の派遣を受け、専門的技能等の教養その他の支援を受ける必要があると認めるときは、別記第５号様式の技能指導官派遣要請書により業務担当課長及び人材育成課長を経て本部長に派遣を要請することができる。

(2)　本部長は、(1)の要請により技能指導官を派遣する必要があると認めるときは、当該派遣を決定するものとし、人材育成課長及び業務担当課長を経由して当該技能指導員の所属の長に対し、その旨を通知するものとする。

２　報告

所属長は、１(1)の要請に基づいて技能指導官から専門的技能等の教養その他の支援を受けたときは、その結果を別記第６号様式の技能指導官活用状況報告書により業務担当課長及び人材育成課長を経て本部長に報告するものとする。

第９　事務の処理

この要綱に関する事務は、人材育成課において処理する。

第１号様式（第５関係）

技能指導官推薦書

現所属		階級		職名	
ふりがな 氏 名		生年月日	年　月　日生（　歳）		

【専門的技能等に関する事項】

部門別		種別		推薦担当課	
本人が有する専門的技能等の概要					
経歴等の概要	拝命	年　月　日	専門的技能等実務経験	年	
表彰受賞状況					
備考					

第２号様式（第５関係）

技能指導官審査対象者名簿

現所属		階級		職名	
ふりがな 氏 名		生年月日	年　月　日生（　歳）		

【専門的技能等に関する事項】

部門別		種別		推薦担当課	
本人が有する専門的技能等の概要					
経歴等の概要	拝命	年　月　日	専門的技能等実務経験	年	
表彰受賞状況					

【意見欄】

庶務担当課長	
担当部長	
添付資料	有　　無

第３号様式（第７関係）

技能指導官指定（解除）書

<table>
<tr><td rowspan="2">（氏名）</td><td>（所属）</td></tr>
<tr><td>（階級）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（内容）

高知県警察技能指導官に指定（解除）する</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日

高知県警察本部長
警視長　　㊞</td></tr>
</table>

第４号様式（第７関係）

技能指導官名簿

No.	部門	種別	所属	階級	氏名

第５号様式（第８関係）

本部長　殿

発第　　号
年　月　日
所　属　長

技能指導官派遣要請書

専門的技能等の種別	
技能指導官の所属及び氏名	
派遣要請理由	
派遣要請期間	
派遣要請場所	
技能指導官の活用方法等（予定）	
備考	

第６号様式（第８関係）

本部長　殿

発第　　号
年　月　日
所　属　長

技能指導官活用状況報告書

専門的技能等の種別	
技能指導官の所属及び氏名	
活用目的	
活用期間	
活用場所	
技能指導官の活用状況等（結果）	
備考	